

『受難の小河内』

小河内村貯水池対策委員会 [編]

1936年 四六判／124頁 図書番号 ODZ-0333

1926（大正15）年に東京市は、将来の水需要に対応すべく大規模な貯水池建設の候補地の調査を開始し、水量や地質等の条件が揃った東京府西多摩郡小河内村を最終的に選定した。貯水池建設計画は1931年6月に小河内村に連絡されたが、ダム建設が事業認可されたのは紆余曲折を経て5年後の1936年7月である。

本書は、貯水池計画に翻弄される小河内村の苦難を、小河内村貯水池対策委員会が記録したものである。小河内村は平安時代から山間の村を形成し、1872（明治5）年に神奈川県に編入、1889年に東京府に移管された。約600世帯3000人が住んでいたという。小河内ダムは東京府小河内村、山梨県下丹波山村と小菅村にまたがる地域に築設し、村山貯水池及び山口貯水池、更に新設する東村山浄水場に導水しようとするものであった。

小河内村は、ダム建設に絶対反対を表明したが、1931年9月にはやむを得ず了承に転じた。1932年8月に東京市は内務大臣に起工の認可申請をしたが、1年後に神奈川県の稻毛、川崎の二ヶ領用水組合が工事中止を求めた。

多摩川から取水する稻毛、川崎用水は二ヶ領用水と呼ばれ、玉川上水の50年以上前に起工していたもので、水利上の優先権を有していた。東京市は1905年から、下流に無断で上流の羽村堰をコンクリート堰に改造し、1916年からは取水量を2倍に増やし、洪水時には堰を一時的に取り払うので下流は被害を被ってきたというのが、用水組合の主張である。この水利紛争により貯水池建設は頓挫してしまった。

貯水池計画が伝えられてから4年、すぐにでも工事が開始されて移転費用が交付される説明を受けた小河内村は、新たな移転地を探しつつ、ダムの底に沈むことを見越して農作や林業などの生産活動は停滞し、新たな融資を受けられないなど多大な損害を受けた。

本書に収められた小河内村村長、小澤市平の手記は、村の苦難と氏の苦悩、幾度となく繰り返した関係当局への陳情の様子を詳しく伝えている。例えば1935年7月10日には、神奈川県の要求を東京市が不当だと言い続けることに対し、「何の手段もせず放置し、責任転嫁の様な話を瀕死の病人に聞かしてどうする。薬一服呑ませるでなし、余りにも小河内村に対して惨酷な仕打ちではないか」と綴っている。

1935年夏頃から新聞各社も大々的に報道するようになり、本書では7本の記事が紹介されている。1935年12月24日の読売新聞は、「多摩の水はこの村民の血の叫びを知らぬげに流れている。この水よ、市民をうるおすこの水こそ今は彼らの仇である」と結んでいる。

内務省が1935年5月にこの紛争の仲介に乗りだし、翌年3月に羽村堰の溢流水量を取り決め、東京市が下流用水路の改修費を出すことで紛争は解決した。本書では窮状を訴える中にも、貯水池計画の実現に努力した関係者への感謝の言葉が多い。そして、「東京市が充分に悲惨な実情を調査せられ、それがどこから起因したかの因果関係を特に御詮議され、特別の考慮を払われたいことを切望」し、この種の事業で同じような悲劇を繰り返さない戒めとしている。

（田村靖広・市政専門図書館司書課長）